

# 大坂・北国海運の賃積み輸送機構の動向と「抜け荷」輸送

大坂、北国積問屋と新潟荷宿（積問屋）を中心に

深井 甚三

## はじめに

近世社会に入り大坂は天下の台所として国内各地から物資が集散した。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、その代わりに大坂から、諸藩で自給できない諸商品が全国各地へ輸送されるが、この物資輸送は当然に廻米を行う廻船が利用されることになる。大坂から諸国への輸送の中でも、その重要な物資輸送ルートは江戸との間であり、ここでは菱垣廻船・樽廻船が活動した。菱垣廻船は江戸の十組問屋が掌握して運行したが、難船が多発して十組問屋はその維持に腐心することになり、また酒造業者が確保した廻船により輸送する樽廻船が菱垣廻船を脅かしていった。商品経済展開の下で、

宝暦・天明期には蝦夷地への荷所船を担った北陸廻船が買い積みの北前船活動を始めるとされているが、その後化政期以降には北国の北前船や尾張船（内海船）その他の買い積み船が活動を活発化させ、大坂と蝦夷地やその他の地域を結んでいた。

これまでの海運研究では、右に記した廻米船と菱垣・樽両廻船、そして近年は北前船・内海船の研究が活発に行われてきた。<sup>1)</sup>しかし、当然ながら研究を進めなければならない課題もあり、その中の重要なもの一つとして、大坂の場合は、菱垣・樽両廻船が活動した江戸以外の各地を結ぶ諸商品・物資の賃積み輸送が具体的にどのようなようになっていたかの問題がある。東西両廻り海運を基本に成立した全国的海運体系について渡辺信夫氏は、賃積み船体制を柱として成立したとされている。<sup>2)</sup>しかし、未だに右の点の研究が不十分であり、また北前船など

買積船が遠隔地間の商品輸送・販売で重要な位置を占めるようになった後期において、この点の解明が必要である。

商品経済展開は買い積み船の活動を盛んにさせるだけではなく、買積みの物資輸送の増大をもたらずの間違いない。これに耐える海運機構が大坂と江戸以外の都市・湊町との間で、両地の問屋・荷主・廻船問屋によりどのようにつくられていったのか、そして、それはいかなる特徴と限界を持つて推移していったのかを検討しなければならぬ。

海運経営史の研究によると、海運発展の基本方向は自分荷物輸送から他人荷物輸送の賃積み輸送への移行が基本であり、これが海運経営の近代化と理解されている。<sup>3)</sup>近代になって他人荷物輸送の海運業経営が確固としたものとして成立するとともに、商品経済進展が基本方向として他人荷物輸送の賃積み輸送をもたらずものならば、菱垣・樽両廻船以外での賃積み輸送について検討をすすめるなければならない。この点では西廻り航路を利用する大坂から北国への輸送が当然に最重要検討課題となる。

前記の課題を大坂の問屋とのかかわりで整理し直すと次のようになる。大坂では一七世紀後半に專業問屋が増加していくが、他方で特定の国を相手とする荷請問屋の国問屋も発展していった。しかし、一八世紀に国問屋は減少していき、<sup>4)</sup>特定商品の專業問屋となつていったのではないかと指摘されている。ここでは特に、專業問屋が増加していった一七世紀後期以降に、各地の領主以外の荷主に対応した輸送の担

い手とその機構がどのようにつくられたかを明らかにすることが必要になる。具体的には国問屋・專業問屋の実態を廻船問屋とのかかわりで把握し、さらに積問屋・積荷問屋とよばれる廻船問屋の登場と、彼らの組織した輸送機構のあり方を明らかにすることである。直接には大坂の北国を相手とした国問屋・專業問屋の把握を踏まえ、その上で積問屋（積荷問屋）について右点の解明が必要になる。もちろんその場合に北国の都市、湊町で荷主がそれぞれ輸送のためにどのような仕組みを作り上げていたかも同時に解明しなければならない。そして、この時に注意しなければならないのは、菱垣廻船を掌握する十組問屋を生み出したのが、船頭らの偽装も含む海難多発とされている点であり、<sup>5)</sup>こつした海難に際しての処理をどのようにしていたのかを明らかにしておくなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見ることにかかわるが、さらに、大坂の北国関係の積問屋がどのような経営展開をみせるのかも当然に問題になる。

以上の研究のためには、まず大坂の関係問屋の史料を使用するのが基本であるが、残念ながらその存在は知られていない。このためにまず基本的作業として、大坂の商家を紹介した案内記より、大坂から北国その他全国各地への賃積み輸送を引き受ける業者を把握することが必要になる。そして、次に彼らが営む輸送のあり方になるが、これは筆者が現在進めている抜け荷輸送の研究から見いだした史料を手がかりにしたい。抜け荷は薩摩や長崎からだけでなく、大坂へ廻りさらに各地へ送られるものがある。右史料は、この点の解明となる史料で

もあり、特に大坂から北国への抜け荷輸送のあり方がわかる。しかもこの抜け荷一件は、賃積み輸送途中での難破の調べの際に抜け荷嫌疑で取り調べられたものであり、この史料を通して大坂から北国への賃積み輸送の実態がわかる。

幸いなことにこの北国の新潟を対象にしていた積問屋の交代をめぐる天保期の一件史料も残る。これにより北国側の具体的には新潟を中心とした輸送機構が把握できる。また、この一件から天保期の大坂市場の地位低下について、海運面での特に賃積み輸送面での問題点も把握できる。<sup>(6)</sup>すなわち、商品経済展開が大坂で賃積み輸送を担った積問屋における経営のあり方の何を障害と荷主に認識させていたかが判明し、さらにその一件の最終的結果はどのようなものになったか関係史料を調べることで、この段階の賃積み輸送の限界が把握できる。

### 一、北国積問屋と廻船問屋・船宿

#### 1. 案内記より

大坂の案内記をもとにして、主要問屋の国問屋から専門問屋への変容が指摘されている。<sup>(7)</sup>注意しておかなければいけないのは、大坂の問屋と仲買のあり方で、「大坂商業慣習録」によると、大坂では仲買の方が問屋よりも資産が多く、商業上も仲買に問屋が制御されることが往々という点である。また、旧版『大坂市史』によると、業種により問屋と仲買の機能が異なるが、一般の問屋は荷主から委託されて仲買

へ商品を売却する、つまり荷請問屋という。<sup>(8)</sup>専門問屋とされる場合にも、例えば薬種問屋や材木問屋などがそつであるように、荷請問屋がみられる。

延宝・元禄期に大坂の案内記に登場する北国関係の廻船問屋・船宿と北国関係の問屋・仲買を示すと次の通りである。延宝七年『難波すゞめ跡追』延宝七年『難波鶴跡追』「延宝九年頃『古今芦分鶴大全』(元禄一〇年『難波丸』)の順に各問屋を軒数とともに示す。<sup>(9)</sup>

北国買物問屋(北国売物問屋) 18軒 18軒「20軒」

(19軒+同買物1軒)

北国材木問屋

3軒 3軒「3軒」(3軒)

北国肴問屋「北国干物問屋」

4軒 4軒「4軒」(5軒)

「舟宿同問屋」(諸国船宿同問屋)

関東北国ほか「2軒」(1軒)。西国又は北国「1軒」。

北国「5軒」(10軒)

賀州(加賀問屋)「1軒」(2軒)

右で明らかのように、延宝期に北国関係では北国買物問屋・同材木問屋・同肴(干物)問屋が登場していた。北国買物問屋とは『難波すゞめ跡追』などによると、北国へ販売する反物・古手・綿・小間物を扱う問屋であった。元禄の『難波丸』は、一軒を除きみなこれを売物問屋としている。

問題なのは『古今芦分鶴大全』『難波丸』に全国各地の名前を冠した船宿・船問屋が記載されていることである。これには「北国」とする

業者と加賀問屋が記載されている。彼らはいわゆる国問屋と各国廻船相手の船宿である。国問屋は荷請問屋とその性格を説明されることがあるが、具体的にいうと廻船問屋ということになる。近世を通じ存続した大坂の代表的な国問屋は薩摩問屋であるが、彼らは享保期の史料で廻船問屋とも自称していたことから、右の点が間違いないことがうかがえる。

蔵物外の商品荷物の江戸以外への賃積みを専門的に引き受ける問屋はまだこの時期の案内記に登場していない。この賃積み輸送はまだ右の国問屋ともよばれる廻船問屋が引き受けるのではなからうか。

案内記で大坂の国問屋や専門問屋について詳しく紹介したものに、延享五年版『改正増補難波丸綱目』・安永六年版『難波丸綱目』<sup>(13)</sup>がある。これを次ぎに示す。( )の数値は安永版軒数である。そして、正徳年間については著名な「大阪商業史資料」<sup>(14)</sup>があるので、これを最後に加えて 内に示した。

加賀・能登・越中国問屋(三軒)(三八軒) 一二軒 ・同船宿二軒  
 (五軒) 二軒 越後国問屋(二軒)(一七軒) 同船宿一軒(一軒)。  
 越前国問屋(二軒)(二二軒) 二二軒。若狭因幡国問屋(三軒)(三軒) 三軒、船宿二軒 二軒 ・松前問屋七軒(五軒) 八軒、  
 出羽国問屋(三軒)(二二軒) 三三軒

これら国問屋は「問屋・仲買」とも区別されて、「諸国問屋」として扱われている。前記のように彼らは本来は廻船問屋と同じであるが、延宝・元禄に比べて大きく増加したことにみられるように、扱う各地

の商品が多くなり、特定国を対象とするようになって国問屋とよばれるようになったものとみられる。元禄の『難波丸』では買物問屋と異なる国問屋の北国問屋がみられたが、正徳以降には北国でも得意先が限定され、その主となる国の名前が各問屋の名称に使用されるようになった。ただ、加賀藩の場合は三ヶ国に領地が及ぶために、加賀・能登・越中国問屋としてまとめられているが、これも加賀・能登などのように二カ国ないし一カ国の国問屋で、かつこの三ヶ国とは別の国を相手とする場合もみられた。

案内記で国問屋と区別された問屋はだいたい専門問屋となるが、船問屋・仲買も加えて北国関係を次ぎに示す。

北国布問屋六軒(四軒) 六軒、北国材木横問屋四軒(北国材木問屋四軒) 北国材木横問屋四軒 ・秋田材木問屋(一軒) 二軒 ・秋田銅鉛問屋六軒(銅鉛問屋七軒か) 六軒 ・北国干物問屋八軒(欠) 八軒 北国問屋(二軒)(二〇軒) 二二軒 北国積綿問屋(五軒) 仲買・北国積綿屋 五軒 北国舟問屋 二軒  
 正徳になると北国関係の問屋に北国布問屋・秋田銅鉛問屋が加わり、北国材木問屋は北国材木横問屋と秋田材木問屋に別れている。また、正徳に仲買の北国綿積屋が現れ、安永には北国積綿問屋が登場している。同問屋は初め綿を扱っていた北国買物問屋から分かれたものとみられる。

北国問屋は前記買物問屋で、安永版になると、その記載に当たって「同(北国)舟問屋」を伴っている。彼らについては、表1に示した。

表1、安永版『難波丸綱目』の北国問屋（買物問屋）

北国問屋（住所）	兼業
小西半三郎（平の丁）	△加賀問屋・能登問屋・越前問屋（善右衛門丁）
かき屋茂兵衛（道修丁二丁目）	○加賀問屋・越中間屋・越後問屋・越前問屋（道修町一丁目）
鑰屋太郎兵衛（本うつぼ丁）	○加賀問屋・能登問屋・越中間屋・越後問屋
小西半兵衛（道修丁三丁目）	○越中間屋・出羽問屋
節や茂作（江戸ぼり一丁目）	○加賀問屋
帯屋太兵衛（戸屋丁横ぼり）	△加賀問屋（権右衛門丁）越中間屋・能登問屋
平野屋徳兵衛（はくろ丁堺すし）	△加賀問屋（金田丁）
ならや治兵衛（同丁）	△越前問屋（金田丁）
銭（カ）や次郎右衛門（南久ほうじ丁堺すし）	
小倉や仁兵衛（北久ほうし丁二丁目）	
八百や次郎右衛門（立うりぼり西ニはし）	
長崎屋太右衛門（生玉坂の下）	
野田や伝兵衛（常磐丁）	○加賀問屋・越中間屋・越後問屋
しまや十兵衛（高らいはし松や丁）	
小山屋吉兵衛（内平の丁）	○加賀問屋・出羽問屋・奥州問屋
紅や佐兵衛（米や丁さかいすし）	
ならや源兵衛（舟越丁）	△越中間屋・越後問屋・越前問屋（内平の丁）
中嶋や太兵衛（南本丁さかいすし）	△加賀問屋（北久太郎町二丁目）
鑰屋伊右衛門（本天ま丁）	○加賀問屋・出羽問屋
伏見屋三郎兵衛（道修丁二丁目）	○越前問屋
<hr/>	
＜北国舟問屋＞2軒	
吹田屋九左衛門（新うつぼ堀溜）・加賀行き○加賀問屋	
日高や惣介（百間堀西国丁）・北国行き○越前問屋	
<hr/>	
〔北国問屋20軒「北国積組合」〕	
<hr/>	

\*、兼業の部分は北国関係問屋のみ記載。

○は居住町が同一人物で兼業。△は同一な前であるが居住町違い

表の北国問屋は延宝・元禄期の北国買物問屋につながる商人である。綿は別に問屋ができていたが、北国が必要とされている反物・古着・小問物以外の商品も扱うようになっていくとみて間違いない。安永版に彼らを「北国積組合」と記しているのは、彼らは北国相手の積下し問屋となる。北国問屋は国問屋と兼業している者が多く、荷請問屋の営業のかたわら積下し問屋をも行っていることになる。

安永版に初めて登場する北国船問屋は加賀行きと北国行きを主輸送先とする廻船問屋である。彼らが積問屋とみられる。ただし、彼らはいずれも北国関係の国問屋の兼業であった。

この積問屋の名前が他の案内記でわかるのは、時期がかなり下つてしまひ、弘化三年「大坂商工銘家集」<sup>15)</sup>となる。同書には道修町の薬種積下し屋など薬種関係商人の記事に交じって「北国荷物廻船屋」（淡路町二丁目、泉宗厘）の記載がある。同家記載の隣に、商標が同じで、同じ町の薬種店泉屋宗平が記載されている。商標が同じで同町内居住の薬種店泉屋はこの廻船屋の本店であろう。右の薬種積下し屋とは全国各地の薬種商へ薬種を販売していた薬種仲買である。彼らが各地の薬種商から注文を受け売却した荷物のうち、北国向け輸送を引き受ける業者として薬種仲買商の中から生み出されたのがこの北国荷物廻船屋となる。その成立は安永以前とはしがたいものの、安永よりそう遅い時期とはならない。

次に同案内記には、「諸国荷物引請売捌所並二下り荷物運送問屋」の項目があり、北国関係の記載がある。松前関係も含めて次に示す。

北国諸荷物引請所（南堀江五丁目はりまや金兵衛）、北前請荷物引請所（北堀江四丁目木屋市兵衛）、北国筋荷物積請所（長堀高はし南、日高半兵衛）、北国廻船荷請所（西堀江二丁目和泉屋利兵衛）、松前北国筋並二諸国諸荷物積送所（道頓堀日吉橋北詰新大黒町和泉屋源之助）、松前物北国荷物引請（道頓堀日吉橋北詰さぬきや佐七、南堀江五丁目新保屋善四郎、水分橋北詰東へ入、油屋吉蔵）、松前物乾物類玉子荷請所（さこば魚市場あ八屋与八郎）、松前物荷請所（下博労町有田屋重蔵）、石州松前諸荷積送り所（新町西口砂場河内屋八三郎）

北国関係は北国とするもの以外に北前と名付ける業者も含み、また北前関係は北前請荷物扱いと松前物北国荷物扱いとがあり、さらに松前物扱いだけを明示する業者もいる。

この項目は諸国荷物引請売捌所と下り荷物運送問屋が記載されるが、後者にふさわしいのは積送所・積請所の記載がある「北国筋荷物積請所」の日高半兵衛と、「松前北国筋並二諸国諸荷物積送所」の和泉屋源之助、および「石州松前諸荷積送り所」の河内屋八三郎となる。彼らが専門的な積（荷）問屋となる。中でも北国関係に重点を置いた積問屋は日高屋となる。しかし、彼は次項でも取り上げるように嘉永三年（一八五〇）に松前問屋を兼ねている可能性<sup>16</sup>がある。また、これも後に取り上げる文政二年（一八一九）の加賀粟崎廻船住吉丸の「抜け

荷」輸送一件で、右の北前請荷物引請所の木屋市兵衛が積問屋として登場する<sup>17</sup>。先に安永期にみた北国船問屋は国問屋を兼ねていたが、右の項目で荷物引請所として記載された業者は、北国から輸送されてくる荷物を引き受けて売りさばきを行うとともに、北国への下り荷物の輸送、つまり賃積みの大廻し荷物を扱う運送問屋の積問屋も兼業している者を考える必要があることになる。

なお、これらの記事は広告でもあるので、すべての問屋が登場しているわけではないことも注意しなければならない<sup>18</sup>。

## 2. 北国積問屋と松前問屋

北国積問屋は北国荷積問屋を兼業する者が多かった。北前請諸荷物引請所として北国荷積請け・運送を行う木屋市兵衛などは蝦夷地へも通う北前船を扱うだけに、松前関係の荷物の扱いをも行う。一九世紀前期以降に北前船が蝦夷地から大量の海産物・魚肥を大坂へ積み込んでくると、当然に多額の利益をえられるこれらの商品扱いを増加させ、この点の営業を拡大していくことになる。

木屋は天保・弘化期に飛鳥へ入津していた多くの越中の小廻船に対しても往來を出していたことが明らかとなっている<sup>19</sup>。つまり同家は越中の船主へ便宜地籍船の便宜をはからうなど、北前船の着荷を促し、また積み荷を行う廻船確保に務めていた。こうして木屋は経営を発展させていた。

明治前期に編纂された『北海道産荷受問屋組合沿革史』などに掲載

表2、文政9年以降の東組松前問屋

伊丹屋四良兵衛(天保6・同12・安政)、薩摩屋季六(天保6・同12)、井筒屋松次郎(天保6・同12)、近江屋熊蔵(天保6・同12・嘉永・安政)、山本や安兵衛(天保=新八カ)、昆布屋清三郎(天保6)、近江や半兵衛(天保6)・布屋和助(嘉永・安政)・阿波屋秀太郎

天保6年初出・・昆布屋伊兵衛(天保12・嘉永・安政)・西野屋久右衛門・吉屋初五郎・大津屋儀兵衛(天保12)、木屋市兵衛(北堀江四丁目:天保9・嘉永・安政=市太郎)

天保12年初出・・帯屋嘉兵衛(嘉永・安政)、昆布屋新兵衛(天保12)、有田屋重蔵(嘉永・安政)、近江屋惣七(嘉永・安政)、越後屋庄太郎、島屋源兵衛、丹波屋孫兵衛(嘉永・安政?利助)、三原屋安右衛門

嘉永初出・・大和屋仁兵衛(安政)・油屋善兵衛・大和屋嘉兵衛・新家屋儀助(安政)・飴屋惣七・阿波屋文兵衛・播磨屋金兵衛・日高屋半兵衛(二本松町:安政)

安政初出・・新保屋吉次郎

- 1、( )内に嘉永とするのは嘉永3年、安政とするのは安政5年の松前問屋  
2、「北海道産荷問屋沿革史」15-19,53・54頁、祭魚洞文庫「松前方記録」(国立史料館蔵)による。

された史料より、文政九年(一八二六)以降の東組松前問屋を示すと次の表2のようになる。この表にみるように木屋は天保期には松前問屋になっていたのである。また、この表からわかるように、積問屋の北国筋荷物積請所の日高屋半兵衛(長堀高橋南)と同名前の家(二本松町)が嘉永期には松前問屋になっていた。これは同じ家なのではないかと考えられるが、今後さらに検討してみたい。さらに、案内記に出る前記の松前荷物積請所の有田屋重蔵も嘉永期には松前問屋となっている。

このように北国積問屋から天保期以降に松前問屋が登場していたのである。

## 二、天保期、大坂積問屋一件と新潟廻船問屋・荷主

大坂における積問屋の経営史料の所在については残念ながらわからない。しかし、幸いなことに佐古文書<sup>(2)</sup>に天保期の積問屋関係史料が一点残されているほか、この史料に直接関連したものが二点ばかり関係地の新潟県にある。これを手がかりに積問屋と荷主および廻船問屋の関係についてみていきたい。

佐古文書の右の文書は、天保五年(一八三四)十一月「大坂積問屋一件二付連名帳写」である。新潟荷主総代・荷宿総代・大問屋年行事・荷年行事・諸方荷主衆中から越後各地の荷主に当てて出された帳面の写である。その表紙および裏表紙には「越後新潟荷年行事」の印

がある。時候の挨拶に続くその本文は以下の通りである。

去ル子年大坂淡路屋船喜徳丸並福寿丸一件以来、室屋・日高屋不  
実意之始未有之、当所荷所荷主者勿論荷宿迎も取扱方難渋之次第  
二付、向後者假令大坂積仲間年行事送り状二而も室屋・日高屋両  
家より積出し荷物二限り、何様之難事有之候共於当所無差構其俣  
差送り可申段当所荷年行事前より被相断候二付、大坂積問屋振替  
之儀二付先日廻状ヲ以申上候通、当廿五日於問屋会所荷主荷宿並  
御出<sup>（由ラシ）</sup>被成候御荷主方一同及示談候処、近來者年々増運賃過分相  
懸り、其上取扱方不実意之仕向ケ二付一同迷惑仕候得者、今度大  
坂天満堀川大谷屋宗八殿方江已來積問屋相頼可然一決仕候、兼而  
春中上坂之砌、同人方江荷主之内両三人立越是迄室屋日高屋取斗  
之始末相咄シ事二寄新潟届送り荷物致世話呉候様内々及示談候所、  
御荷主方より耽御頼於有之者、精々出情仕積方引受可申旨被及挨拶  
候、将又秋中同人方より書状致到来、荒増其仕度仕置明春之御  
差問無之様土蔵等迄も致手当テ置候趣、依而御荷主衆中御得心二  
候ハ、早速以飛脚為相知呉候様申參、則当廿五日御出會之御荷主  
中江右書面懸御目一同決談仕候……

この史料によると、去る子年、つまり文政一一年（一八二八）の大  
坂、淡路屋の廻船喜徳丸、福寿丸に関する一件以来、室屋・日高屋に  
よる実意のない荷主に対する始末があり、新潟の荷主だけでなく、荷

宿も難儀しているという。このため今後は大坂積仲間の年行事の送り  
状があつても、室屋・日高屋両家から積み出した荷物に限つては、ど  
のようなことがあつても構わずにそのまま荷送りする旨、新潟の荷年  
行事より断つたという。このため大坂の積問屋変更について問屋会  
所で荷主・荷宿が出席し、荷主一同で相談したところ、近年は年々増  
運賃が過分にかかり、そのうえ荷物の取り扱ひ方に実意がなく一同迷  
惑しているので、以後は大坂の天満堀川の大谷屋宗八方へ積問屋を依  
頼することに決めたという。そして、この春には荷主二、三人が上  
坂の際に訪ねて室屋・日高屋の取り計らい始末を話し、内々に新潟届  
け荷物の世話を頼んだという。その結果、積方を引き受ける返答をえ  
たという。そして、秋には大谷屋より書状がきて、来年春からの荷送  
りに差し支えないように準備のために土蔵なども手当てしたので、  
荷主が承知ならば飛脚で早速に連絡するようにとの内容であつた。こ  
うして当月二五日に出席の荷主へ書面を見せて、一同決断したのだと  
いう。この後の本文では、積問屋を大谷屋へ交代させることに承知す  
る荷主が押印した帳面を大坂へ送り、新潟荷年行事が大谷屋からも引  
き受け念書を取ることにするといふ。このたびの飛脚の経費は荷主・  
荷宿の一同判断の上で明春下り荷物の員数に応じて賦課するといふ。  
また、最後に記された追伸では、この度の連名を願つた荷主は喜徳  
丸・福寿丸両船の荷主であつて、他の荷主は名前・住所も帳面を大坂  
へ送る日に間に合わないの仲間より通達してほしいと記載する。

この連名帳が大坂へ送られた後に大谷屋が新潟へ来て、新潟の問屋



会所にて荷主・荷宿と交渉した。大谷屋から念書をとって、これは越後各地の荷主へ送付された。巻町荷主衆宛と十日町荷主衆宛のこの念書が両地に残っている<sup>(22)</sup>。これは、天保六年八月十一日付けで大坂積(積荷)問屋大谷屋から「諸方御荷主御衆中」宛で出された念書を写し、荷年行事が念書を預かるので荷主衆中に通達してほしいと荷宿総代大山藤兵衛、荷主総代小山重兵衛、荷年行事石崎喜八郎から「十日町御荷主衆中」、「巻町御荷主衆中」宛にそれぞれ出されたものである。

以上の二つの史料から大坂の積問屋から北国の、しかも新潟の湊へ荷届け先とする荷物の天保期における廻船輸送の機構がわかる。

まず、大坂の積問屋は積仲間を形成し、その積問屋仲間は年行事を設けている。そして、積問屋が手配した廻船により運送する荷物を受け入れる湊町でも、新潟のような大きな湊町となると、荷宿仲間が設けられ、その年行事がいた。荷宿は当然ながら積問屋を務める廻船問屋である。

先の連名帳に記載されていたようにこの一件の主導権は、当然に室屋らの難船処理や運賃で最も打撃を受ける荷主にあり、特に新潟荷宿扱いの荷主の中心となる新潟荷主にあった。彼らは大谷屋へ依頼するために越後内各地の荷主へ連名帳への署名を求めたが、問題となっていた喜徳丸・福寿丸へ荷を積んだ荷主以外について、この連名帳には「夫々御名所も取調兼候間此儀者御仲間中より宜御通達被下度候」と記載している。新潟の積問屋・荷宿を介して大坂との物資輸送を行っている越後の荷主には、仲間とされるまとめりがあったことがわかる。

しかし、新潟荷主らは右両廻船利用以外の荷主の名所を調べかねるといので、諸方荷主仲間として確固とした組織を作っていたものではないようである。

新潟の廻船問屋は地回りを主とした中小廻船を扱う小問屋と、遠隔地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を置いて仲間としての運営をしていた<sup>(24)</sup>。この大問屋が当然に大廻し荷物の荷揚げをし、この一件のように実際に大問屋年行事を主に、荷宿の総代が多数選ばれて連署していた。また、この連名帳の表紙や裏表紙には、「越後新潟荷行事」の印が押されており、新潟の大廻し荷物輸送を荷行事が管掌していた。大谷屋の念書で荷年行事となっていた石崎は、荷主ら連署の帳面では大問屋年行事を務めており、荷年行事は荷宿の大問屋から出ている。

さて、この一件で登場する室屋と日高屋であるが、安永版の『難波丸綱目』には北国船問屋の中に北国行きとして日高屋惣介(百間堀西国丁)が記載されている。また、弘化三年の『大坂商工銘家集』には北国筋荷物積請所として日高屋半兵衛(長堀高橋)が載る。日高屋惣介は北国行き船問屋としていたので、彼は『大坂商工銘家集』の日高屋と本分家関係など縁のある家であろうか。今後さらに調べたい。

文政一一年以来、新潟へ荷送りしていた積問屋は少なくとも室屋とこの日高屋の二軒あり、同一一年に輸送で問題を生じさせたのが、大坂の淡路屋の廻船喜徳丸と福寿丸であった。この両廻船の輸送でおそらく水濡れなどの事故が発生したのであり、それに対する誠意ある対

応が得られなかったとみられる。なお、この問屋が忌避されたのは、前記のように運賃を絶えず増加させて荷主に大きな負担をかけていたことも大きな原因であった。

室屋・日高屋に代えて依頼した大谷屋が積問屋を一手に引き受けるに当たり、輸送する荷物を保管する土蔵を手当てしたように、同問屋は専用の土蔵を用意しておかなければならなかった。そして、依頼する地域の荷宿仲間からは顧客の荷主リストの帳面を渡され、これにより最低限の顧客確保が可能となった。しかし、積問屋も業務を誠実に処理、遂行することが当然に求められ、引き受け念書を取られている。この念書は以下の五ヶ条からなっている。

- 1条、 明春より大谷屋一手積みになるので、荷主への礼として、運賃銀世話料として、「年々言分通り金高凡百兩位迄積金仕臨時之手当として備置」。この半金は新潟行事へ年々七月晦日限り差し下し、残り半金は大坂表で荷主方指図により確かな方へ預ける。
- 2条、 仕入れ荷物は例年六月中までに差し出せば積み残しはしない。その後でも「通船有之候へハ早速積下」す。
- 3条、 もし不慮の「出組」があれば、早速に新潟へ下り、法度通りに取りはからう。
- 4条、 他よりのような「故障筋」があっても、きつと取り扱ふ。
- 5条、 今回出席されなかった荷主へもよろしく通達の為、一手積

みを願う。

念書写しには、二件の難船の処理に関しての通知も記載し、大谷屋がどのように対応するかを示している。まず、同じ月の八月に新潟荷宿から通知された事故荷物の処理についての本文を示す。

- 一、高橋次郎八客船佐州太田本間庄吉船、日高屋・室屋両家積差配新潟届ケ荷物積入、当六月当湊へ入津いたし、(中略、途中で濡荷となるが)、兼而規定之通其儘二而相渡り申候
  - 一、高橋次郎八客船松前箱館弥十郎船、大谷屋宗八殿より当所届湊江着船仕候、大谷屋積入之分八当所仕来り通荷分散二いたし相渡り候、室屋積之分八其儘二而相渡り申候
- 前書之通両艘之難事二御座候、御年行事前へ達出候得共、此義室屋・日高屋両家積入之分八其儘二而相渡シ可申取極規定も有之候へハ、年行事前二而携兼候段御断二付、極之通取扱請取渡し相済申候

これによると、室屋・日高屋の積荷は濡荷などでもそのまま荷主へ渡す取り決めとなっていたことがわかる。しかし、大谷屋の場合は、「当所仕来り通り荷分算」にしたことがわかる。

もう一つの通知は、念書作成前の同年閏七月に、事故の際の始末を

念のために知らせるとして、新潟の荷主・荷宿から出された、「松前箱 館石田弥十郎船積入荷物難時取極」という表題の史料である。この本文を続いて示す。

右船大坂大谷屋宗八方より当所届荷物九拾二箇、室屋彦四郎方より七拾壹箇、百六拾三箇積入、七月廿九日大坂表出帆（中略、隠岐沖で船へ波打ち込み、また当湊川でも波打ち込む）、荷物配立テ双方立合之上弁銀取極、船頭前より五分通り為差出、五分通り者大拳値段ヲ以惣荷数より指出シ、濡荷物江遣シ可申極之事  
一、室屋積荷物之義者兼而約定之通其儘ニ而相渡し可申事  
一、当所諸懸り之義者惣荷数より差出し可申事

右之通取極候上者後日異論致間敷、為其連印如此御座候、以上

これによると、大谷屋は積み下した荷物の濡荷の弁償として、船頭側から五分、残り五分は大凡の値段で「惣荷数」より負担する取り決めをしたという。これは、先の史料によると新潟の仕来りに従った荷分散の法である。しかし、室屋の積み荷は従来の約束通りに、濡れ荷への保証なしで荷が渡されたというので、越後の荷主や新潟の荷宿が、室屋らに代えて大谷屋を一手積み扱い積問屋とするのは当然である。

念のために、これ以前の難船の処置に関する他の史料を探してみる。越後梶屋敷半重郎の千石船（一二〇〇石積）が文政一〇年（一八

二七）に、買い積み荷物以外に大坂からの賃積み荷物を運んで出雲崎で破船した事例がある。残念ながら積問屋の記載はないが、同年四月の船頭と船宿の口上書<sup>(25)</sup>によると、大坂から新潟への賃積み荷物は繰綿一一六箇、藍玉一〇七本、木綿七〇箇であり、これらの荷がみな水濡れとなり、次のような処置となった。

御手当之儀願上候処、御役人中御立会之上干立被仰付、土蔵江入置新潟荷主共立会之上夫々無相違御渡被下、尤取揚候者江歩一渡方之儀者前書届物之儀二付、荷主相談之上御願申上直段凡積を以代金ニ而御請取被下……

新潟から近いためか直接に荷主が立ち会って、荷物を取り上げた者への歩一を代金にて渡した外に、船頭への運賃支払いも行われた。また、この荷物の船頭の受け取り書には、「取揚諸品者私立会之上荷主共江御渡被下」たことも記載されている。やはり荷分散などは行われずに、船頭には不都合のない処理が行われていたのである。

菱垣廻船は難船の際に荷主〃荷損、船主〃船損の処理をせずに、荷主へも保証する分散仕法の共同海損方式を導入していた<sup>(26)</sup>。このあり方は北国の荷主にも当然に知られ、彼らが大坂の積問屋へ同様な要求を突きつけることが当然にみられることになる。これが天保一件の基礎にあったことは間違いない。

大坂からの荷物輸送を依頼していた荷主の全貌は不明であるが、淡

路屋の二廻船に荷を載せていた荷主は、この帳面に名前が皆載る。このほとんどが帳面に押印しているので、恒常的に大坂から荷物を送らせていた荷主・商人であった。新潟以外の荷主は次の通りであった。

曾根一人、巻五人、与板（陣屋町）三人、長岡（城下町）七人、  
今町（湊町）二人、三条七人、加茂三人、白根三人、酒屋一人、  
亀田七人、葛場四人、新津二人、五泉四人、水原七人、新発田  
（城下町）七人、中条六人、村上（城下町）六人、沼垂一人

今町や村上など新潟より遠方の城下町の荷主まで含まれていた。新潟への大廻し荷輸送は越後各地への荷主を対象にしていた。その荷主は例えば、巻町の場合、越中屋源右衛門・越中屋藤兵衛・松屋又兵衛・吉川嘉助・吉川嘉兵衛であった。越中屋源右衛門家の分家が同藤兵衛家で、ともに茶商であり、前者は天保六年の店卸帳や懸方改帳によると、大坂・京都との取引があったことがわかる。また、後者は慶応の茶仕切通により山城の茶を大坂から船積みさせていたことがわかる。<sup>(23)</sup>松屋又兵衛は先の念書写を残した家であるが、家業は薬種商である。<sup>(24)</sup>吉川嘉助・吉川嘉兵衛は親族とみられる。嘉兵衛家は酒造も営んだ雑貨商で、寛政に大坂・京都・近江と取引があったことが記録でわかる。<sup>(25)</sup>以上のように、巻町で判明する家は大坂・京都など上方から茶・薬種・雑貨などの商品仕入れを行う商人であった。この町ではわからなかったが、前記の梶屋敷の破船廻船の積荷でわかるように、

綿・木綿・藍などの商品仕入れを行う荷主も積問屋を利用していた。

さて、新潟の荷問屋・荷主に都合の良い大谷屋の一手扱いがその後も順調に営まれるかという問題がある。大谷屋が契約しようとした時にすでに扱い荷の濡荷が発生していた。菱垣廻船も樽廻船との競争に加えて難船の度々の発生が重要な要因となり衰退したことはよく知られている。右の越中屋藤兵衛家の慶応二年「茶仕切之通」によると、七壺は荷物積問屋が大坂越後屋十兵衛・新潟大月屋藤蔵、十五壺が大坂薩摩屋宇兵衛・兵庫塩屋孫左衛門・新潟大月屋藤蔵であり、大坂の大谷屋は見えない。彼の独占がいつ破綻したかについては次節で検討する。

### 三、「抜け荷」輸送から

琉球口・長崎口からの輸入品で長崎から正規の流通ルートにのらないものには、直接に廻船により新潟など北国へ輸送されるものがあるが、越中へ送られるこの抜け荷の中にも廻船が一旦大坂へ寄り、大坂から北国へ輸送されるものもある。そして、大坂など上方の商人が買付けたものは、大坂から各地へも売却、輸送されるが、この時に通常の商品に交えて債積み輸送するものも当然に考慮される。大坂から北国へ債積み輸送した抜け荷の実態となると、幕府役人に摘発された事例からうかがうしかない。

積問屋の輸送機構の実態は、これを利用した抜け荷品輸送からも検

討ができる。もちろんこのような事例の史料は極めて少なく、探し出せた一件は二つにすぎない。ともに抜け荷ではないとして最後は処置されたものであるが、吟味の中でこの賃積み輸送の実態がわかり、また抜け荷として吟味を受けた事情から抜け荷品の輸送方法を具体的に知ることができる。

#### 1. 加賀国粟ヶ崎住吉丸破船一件

文政二年（一八一九）に、加賀国粟ヶ崎の住吉丸が越中への大廻しの賃積み荷物などの荷物を積んで航海の途中、難風にあつて破船し、積み荷の唐薬種に関して抜け荷の嫌疑を受ける一件が発生した。この時の吟味史料が長崎奉行所の「犯科帳」九五巻<sup>(3)</sup>に載っている。以下、この吟味史料により、輸送の概略を示す。

住吉丸は沖船頭が与兵衛で、「大坂北国積荷問屋同所北堀江四丁目木屋市兵衛・上博労町室屋彦四郎より越中国江差送候荷物手板送状」を受け取り航海したものである。破船したのは筑前国地の島高曾根瀬方であつたという。流された荷物のうち回収した荷物に薬種があり、このため吟味されたところ、多くは和薬種であつたが、龍眼肉・阿仙薬・胡椒・宿砂などの唐薬種も少々あつたという。ところがこの唐薬種の「手板送状共致海失証拠二可相成書付無之」ということであつた。このため大坂の積問屋（積荷問屋）木屋の手代平七と室屋の久兵衛、および大坂北国荷物出方総代の丸屋仙蔵の名代として、安土町三丁目の新兵衛が現地へ派遣されている。彼らへの申し渡しによると、唐薬

種は「何れも大坂唐物問屋共より買取」つたものであり、その荷数を送り状に引き合わせて船積みしたという。本当の荷主が誰なのか史料からはわからない。名代らは大坂の問屋へ連絡して手板と送状を取り寄せたために、長崎奉行所ではこの唐薬種を抜け荷品でないと判断している。

大坂の唐物問屋からの購入品となっているが、唐薬種であれば荷主の商人は唐物問屋からではなく、道修町の薬種仲買から買い付けるのが本来である。荷主はこれを守っていない。

購入先が唐物問屋なので、手板は取り寄せることが可能であり、この荷物に混じていた唐薬種は正規のものだと判定された。結局、抜け荷とは無関係として処理されたが、正規のルートによらない抜け買いといえる行為であることは間違いない。この一件からは越中の薬種商が薬種仲買に依らずに直接唐物問屋から唐薬種を買い付ける直買いを行っていたことがわかる。

さて、この一件でもう一つ重要なのは、大坂から越中など北国への賃積みによる商品輸送が具体的にわかることである。つまり、大坂から北国への薬種など商品の賃積み輸送を北国積問屋が扱つたことが確認できる。ここで判明する大坂の北国積問屋に北堀江四丁目木屋市兵衛と上博労町室屋彦四郎の二軒があつた。この両問屋から荷物を引き受けた加賀粟ヶ崎の廻船住吉丸は、両問屋から荷物を受け取り、そしてその送状をもらう。そして、荷物に唐薬種がある場合には、手板も受け取って賃積みの航海をするのである。

北国積問屋から輸送を依頼された廻船が難船した際には、その手代が現地へ派遣された。また、大坂北国荷物出方総代というものが存在して、その名代もともに現地へ派遣される。難船の際の処置をはじめ仲間の業務にかかわる諸事を取り扱つために、北国荷問屋の仲間としてこういう総代というものがあらかじめ設けられていたことが確認できる。

## 2、能登黒島廻船一件

粟ヶ崎の廻船と同じように唐薬種を輸送中に破船して、抜け荷を疑われて吟味された船に能登黒島の廻船があった。これは長崎奉行所関係文書の『御仕置筋問合留』<sup>34</sup>第四に載る一件史料である。

右史料によると、諸国商売をする幕領能登黒島（加賀藩預所）の直乗船頭甚吾の廻船、他力丸（四〇〇石）が天保九年（一八三八）三月に黒島村の水主四人を雇つて航海し、秋田で干鰯を買い、同閏四月下旬に備中国笠岡で干鰯を売り払い、古手物を購入して、五月五日に同所を出帆し、堺へ着船した。甚吾は大坂へ出かけて長堀高橋の積問屋半兵衛と同上博労町積問屋彦四郎方で依頼して両者から荷物を引き受けた。後者の荷物は薬種荷物二二箇なので敷金積みを求められ、彼は干鰯売却代もあり運賃も高額なので敷金雑費とも一〇両で引き受けた。同二二日に堺を出帆したものの、その後には防州室津白浦へ船繫しようとしたところ、二七日に浜辺へ打ち上げられて破船した。その際に荷物から唐薬種など唐物類が見つかったが、その送状・荷札の処置

に問題があり、このため甚吾は長崎奉行所へ差し出され、吟味を受けることになった。この一件の吟味後に長崎奉行から公事方勘定奉行へ問い合わせ書・吟味書・下書きが提出された。本史料は、この同一年二月の勘定奉行跡部能登守の答え下げ札も含めて写されたものである。この下げ札によると、長崎奉行より叱りとされた船頭甚吾・積問屋半兵衛・同彦四郎・薬種問屋寛左衛門も過料銭三貫文が妥当などと記載するが、評定所でのように判決されるかわからないとの意見が付されている。長崎奉行と同様に勘定奉行もこの一件の唐物を抜け荷品扱いにしていなかったので、評定所でも同様となることが予想される。

この史料に記載された関係者の吟味書から一件の詳しい内容がわかる。そこでこれを表3に整理する。なお、表整理でも分量が多いので、やむなく後半の人物では重複となる部分はなるべく省くことにした。

## ア、抜け荷か否か

重要な史料なので表に詳しく内容を示した。この一件は、長崎奉行吟味も勘定奉行の返答も、結局、抜け荷輸送ではないとの結論となっているが、疑問の点があるので初めにこれを指摘しておきたい。

他力丸の積み荷で抜け荷が問題になった唐物は三件ある。一つは大坂備後町の薬種問屋善兵衛の荷物である。これは四箇の荷物で、送状には和薬種とされていたが、実は唐薬種の大黃・甘草であった。明白な誤りの送状が仕立てられていたわけである。それなのになぜか手板付けの物であるため不正がないと処置されている。正規の唐薬種であ

表3、他力丸「抜け荷」輸送、長崎奉行吟味（勘定奉行問い合わせ）

[ ]は伺い。(朱書意見)は申し渡し積り。

○黒島村他力丸直乗船頭甚吾(丑年69歳)[送状・荷札など改め方等閑につき叱り置きにしていよか]

一部荷物は「唐大黃甘草二有之候処和薬種四箇之送状ニ而紛敷送方ニ有之候」につき長崎役所へ差し出し吟味となった。「唐薬種類ハ手板付之品ニ無相違不正物ニハ曾而無く、積み入れの際に改め方が不行届きて恐れ入ると申すので、積問屋が受け取りの際に送状荷札など入念にせず不埒の旨を吟味詰めたところ、申し立てようがないと返答した。

○大坂長堀高橋積問屋半兵衛(36歳)[荷物改め方等閑につき叱りよいか]

半兵衛は「北国筋荷物問屋」であるが、戊年五月上旬に甚吾がきて積み入れ荷物を依頼したので、新潟行き荷物150箇を堺より積み込ませた。防州室津白浦で破船したことが、甚吾より早便で連絡があったので、早速濡荷物手当に現地へ行つたところ、領主役人が濡荷物を切解き調べて「九箇ハ唐紙・唐薬種ニ有之、送方紛敷旨」にて長崎役所へ差し出したことを浦方役人に聞き、他の荷物を受け取ったという。

この吟味で9箇のうち5箇は大坂北久太郎町三丁目忠右衛門より新潟積荷問屋皆五郎へ揚げて、同国与板清助・同所津兵衛へ送る唐紙で、4箇は大坂備後町二丁目薬種問屋善兵衛より皆五郎へ揚げて津兵衛へ送る唐大黃・甘草であった。忠右衛門よりの送り状は、「唐紙ニ限り筵包と認、無名之送状ニ而差札ハ筵之中ニ包込」んでいた。善兵衛の送状は和薬種四箇とあるが、「唐薬種之廉認無」い。唐物があつたことは知らなかったので、吟味につき恐れ入るが、結局申し立てようもないと返答した。

○大坂上博勞町積問屋彦四郎(52歳)[荷物改め方等閑につき叱りよいか]

彦四郎は「北国廻り荷物問屋」で、戊年5月中旬に甚吾が来て積み荷物を頼んだので、大坂道修町三丁目やす代判吉兵衛より請取っていた北国廻り荷物の22箇を「薬種荷物ニ付敷金いたし候は、並より運賃宜候」との相談があり、甚吾は「雑費共金百拾兩差出雑費差引百兩」を荷主吉兵衛へ渡し、当銀屋宛の塩野屋藤兵衛の敷金送状が甚吾へ渡されている。甚吾からも書付を取り交わしたという。彦四郎は和薬種の心得で請荷し、薬種取り合わせ22箇と記載されている敷金手形を疑わずに甚吾へ渡したという。

甚吾より早飛脚で破船の連絡があつたので、その旨を荷主吉兵衛へ知らせた。出役した領主家来の見分により、唐薬種があり、また送り方がまぎらわしいとして長崎役所へ差し出された。吟味により吉兵衛から請荷は唐和薬種入り交じりの荷物であり、表は売荷の差札、裏は米沢家中名前の差札となっていた。敷金送状は薬種取り合わせ22箇と認めてあり、荷主から武家荷物や唐薬種などの話しはなく、まったく商荷物と心得ていた。このように紛らわしい取り計らいとなっていたことを存せず、恐れ入る。改め方不行届きて申し立てようがないと返答した。

○大坂道修町三丁目塩野屋やす代判吉兵衛類いにつき代伊兵衛(28歳)[唐薬和薬などの仕分けもせず、また唐薬種武家荷物のあることを気づかず、祖父以来の仕来りになじんで気づかず運送により過料3貫文に申しつけてよいか]◎(付、朱書意見。藤兵衛は病氣にて渡世向きは吉兵衛引き受け、去八月離縁となつたので礼さない。)

吉兵衛はやす父藤兵衛の類で、やすの婿。藤兵衛は申年(天保七)2月に病氣となり吉兵衛が家業を引き受ける。出羽米沢町薬種問屋寛左衛門は旧来の得意で寛政年間同所人祖父孫左衛門が領主医師より薬種購入を依頼されたので、手荒な扱いを受けず雑費もかからない家中医師名前の海上輸送を藤兵衛へこれまで依頼してきた。戊3月に寛左衛門の弟が薬種を注文したので、手板付け唐薬種大黃外27品、和薬種樟腦外16品代銀7貫852匁余に買い受け、前々通り越後国新潟への廻し方を依頼した。家中医師依頼の品もあるので表は新潟問屋善平揚げ、同所茂兵衛行きの差し札、裏は米沢家中草刈道賀内村元智と認め送るようになっているので、前々仕来り通り取り計らい積荷問屋彦四郎へ渡した。北国廻りで他力丸へ薬種22箇を、敷金取組み運賃雑費とも110兩に取り決め、雑費差引き残金100兩を彦四郎より受け取り、藤兵衛・彦四郎よりの善平・茂兵衛宛敷金積みの送状手形を甚吾へ渡し、同人と書付取り交わし、荷物を船積みした。甚吾より大坂問屋共へ連絡があつたので荷主は濡れ荷物手当に、積荷問屋半兵衛は荷物引き受け方取り調べにかけた。

長崎役所へ差しだし吟味となったが、右荷物のうち「唐薬種武家荷物有之段彦四郎江申候儀も不心付、且武家荷売荷唐薬和薬差別仕訳も不致」、薬種代銀は寛左衛門方で総体の勘定をして、不足の場合は年により米沢藩の産物を積み登させ、精算したり、または為替を取り組ませてきた。新潟の問屋善平・茂兵衛へ送れば、寛左衛門より前もって話しが付けられているので、問屋共よりの下し方はどのように取り扱うかわきまえていなかったことを申している。一体に送状・荷札はまぎらしき取り計らいで、やす祖父以来の仕来りになじんで気づかず、運送したことは不埒の旨であるということについて、申し立てようもないとの返答である。

○大坂北久太郎町三丁目木屋忠右衛門の代り、召仕角兵衛(丑28歳)[送状荷札が違つたまま運送したのは心得方粗略につき過料3貫文の申し付けよいか](付記、朱書意見。本文越後国新潟積問屋皆五郎、同国与板清助・津兵衛は礼さない)

木屋忠右衛門は商人旅人宿渡世で、「諸国より商人共仕入方ニ相越、止宿いたし注文之品買入荷造いたし、都合百八箇長堀高橋積問屋半兵衛方ニ相渡」し、他力丸え積み入れた。破船し甚吾より半兵衛方へ連絡につき、積問屋共一同は白浦へ着き、浦役人へ濡荷物引き受けを申出たところ、長崎表へ差し出しになっていた。右荷物は忠右衛門より「越後国新潟積問屋皆五郎・同国与板清助・津兵衛行荷物之内五箇ハ唐紙ニ而忠右衛門より之送状ニ諸品銘書之内唐紙ニ限菰包と認、差札ハ菰之中ニ包込」み紛敷旨にて吟味になった。右品は手板付に間違いなく不正物ではないが、忠右衛門大病後の混雑にとりまぎれて荷札送状取調べ方が不行届で心得違で書き損じて恐れ入ると申し、また送状荷札等まぎらしき仕方不埒の旨について申立様もないと返答する。

大坂備後町二丁目薬種問屋善兵衛、類につき政七(26歳)[送状荷札の間違いをそのまましたのは心得方粗略につき過料3貫文の申し付けよいか]

善兵衛は薬種問屋渡世を、諸国より薬種仕入方注文の内、越後国与板津兵衛より注文の薬種大黃900斤・甘草150斤、都合4箇長堀高橋積問屋半兵衛方へ渡したところ、他力丸が積み入れた。船頭甚吾より破船申越につき、積荷問屋共同6月に一同室津白浦に着き、浦役人へ濡荷物引き受けを申出たところ、長崎御役所へ差し出していた。右品は善兵衛より越後国新潟積問屋皆五郎へ揚げて、同国与板津兵衛行き荷物4箇、送状は和薬種入れ4箇とあり、荷札も同様の認方で紛らわしいので今般吟味になる。右薬種は手板に間違いなく、不正物ではないが、その節、善兵衛病後で心得違いの送状に書き損じ、和薬種と認めて、また荷札も同様送状の表に認めて恐れ入るとの旨を申すが、紛らわしき仕方不埒につき申し立てようもないと返答する。

注、米沢薬種問屋寛左衛門弟寛藏代寛左衛門以下は省略。

ることの証明書の手板付けであれば、送状には和薬種などと書く必要はない。善兵衛の奉公人の吟味によると、荷札も和薬種となっていた。これは主人善兵衛が病後のために送状・荷札を書き損じたものと申し述べている。

手板があるというが、吟味で積問屋半兵衛もこの荷物に唐物があったことを知らなかったと証言している。もし、手板があれば送状ともにもその手板も積問屋は絶対に見るはずであり、唐物の存在を承知していたはずである。にもかかわらず手板があったとするのは不自然である。こうして、手板は当初よりなく、吟味の際に調達した手板をもって不正物でないことが検証されたとして処置されたことを考えなければならなくなる。なお、売却した薬種商は備後町二丁目薬種問屋善兵衛であるが、この頃の「薬種仲買仲間前帳」は文政六年と嘉永四年のものとなるが、<sup>35</sup>仲間には備後町の者などおらず、みな道修町関係の者であり、彼は仲買ではない。本当に薬種問屋なのか、仲買仲間外の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件同様に問屋からの直買いとなる。

第二は木屋忠右衛門の荷物で積問屋半兵衛が扱ったものである。甚吾の吟味によると、与板の扇屋清助・同津兵衛行き荷物五箇の唐紙であった。これは唐紙なのに送状に品物を明記せずに筵包とのみ記載し、しかも荷札が筵に包みこんであるという極めて不自然な送り方をしていた。忠右衛門の奉公人角兵衛の申し口によると、この荷物も手板付けに間違いはないという。このため不正品にはならないが、忠右衛

門が大病後の混雑に取り紛れて、書き損じ、また荷札送状の取調が行き届きとなったとその原因を申し述べている。書き損じというが筵包みとして中荷につき何も書かず、荷札も筵の中に入れていたことを考えると、抜け荷品を隠す方法と判断するしかない。これも手板付というが、手板があるのにどうしてこのような送状・荷札の処置をするのか極めて不可解である。また、この唐紙の出所は不明である。

第三は道修町三丁目の塩野屋藤兵衛が販売した、積問屋彦四郎扱いで米沢へ送った二二箇の品物である。これは唐和薬組み入れの差し札で、表が売荷、裏札は米沢家中名となっていた。米沢の注文主の吟味によると、これも送状には薬種とだけ記して、かつ荷札の裏には家中荷の武家荷としていた。これも手板があるとしているが、手板は先のような状況であった。本当に手板があれば、唐薬種である旨を送状に記してもよい。武家荷となれば改めから逃れるということで、送状に薬種としか記さないと判断するのが自然なこの件での理解である。

一番疑問なのは荷主の塩野屋藤兵衛と前の二人がみな病気のために処置を誤ったとしている点である。たまたま同じ船に乗せた別の荷物の送り主三人がみな病気のために荷物の送状などの処置に過ちを起すだろうか。とつていこのようなことは考えがたい。

藤兵衛は天保期に道修町三丁目の薬種仲買として存在している確かな業者である。<sup>36</sup>なぜ彼は唐薬種が含まれていることを送状に記載しなかったのであろうか。面倒で書かないとか、唐薬種について特別記載をしないでよいと考えると、そういうものではなく、唐薬種であれ



ば手板を付し、送状もその旨記載するのが、道修町の薬種仲買の商売の基本であり、この基本を無視した送状で、しかも武家荷と紛らわしい輸送をしようとしたのは、特別な意味があつてのことと考えるのが極めて自然なことである。

藤兵衛は病気になるつていたと称して、しかもこの一件が発覚したすぐ後に塩野屋から離縁されたことになっている。隠居ならわかるが塩野屋と縁を切り、娘に家を継がせるのは異常である。病氣といい、縁を切るといい、これは取調から逃れ、塩野屋を存続させるためにとつた行動以外の何ものでもない。恐らく取り調べ側もこのようなことは承知の上で唐薬種が混じつていたことを気づかなかつたとしてすましてに違いない。

道修町の薬種仲買は直接に長崎問屋からの唐薬種仕入れを行える特権を保持しているのにこのようなことを行つたのは、薬荷が長崎問屋以外からの仕入れ品、つまり抜け荷のためであろう。つまり、この時期であれば薩摩藩が長崎を介さずに直接に市場へ投下した唐薬種と考えるのが一番可能性があるが、そうであつたかどうかは今後の史料で明確にする必要がある。問題なのは、塩野屋のような道修町の特権的な薬種仲買がこの時期には抜け荷品に手を出していたことであり、このようなことは、武家荷にまぎらせて送れる米沢の薬種問屋との取引が続いていたそれ以前からみられたのではなからうか。

イ、輸送のあり方

ここではこの一件から本題である輸送のあり方について整理しておきたい。この輸送の内容を左に図示しておく。

薬種問屋善兵衛「注文荷物唐薬種四箇」 長堀高橋積問屋半兵衛

へ (他力丸、堺出航) 新潟積問屋皆五郎 与板津兵衛

商人旅人宿木屋忠右衛門「注文荷物一〇八箇、内唐紙五箇・唐薬

種四箇」 積問屋半兵衛 (他力丸、堺出航) 新潟積問屋皆

五郎 与板清助・津兵衛

塩野屋藤兵衛「注文荷物、唐薬和薬種二二箇」 上博労町積問屋

彦四郎へ (他力丸、堺出航) 新潟積問屋善平 海老江

(川船) 大島村 米沢薬種問屋

黒島の廻船他力丸が引き受けたのは、二軒の大坂の積問屋からの荷物であつた。ともに「北国廻り荷物問屋」、「北国筋荷物問屋」とされる廻船問屋であり、大坂と北国間の荷物輸送を引き受ける問屋であつた。一軒は大坂長堀高橋の半兵衛、もう一軒は同上博労町彦四郎であつた。名前と住所から、前者が日高屋半兵衛、後者が室屋彦兵衛で間違いないが、いずれも先の天保の積問屋交代一件に登場した積問屋である。

さて、半兵衛は備後町の薬種商善兵衛と北久太郎町三丁目の木屋忠右衛門の荷物を引き受けたが、後者は旅人宿で、客の注文により商品買い付けから荷送りも引き受けて、積問屋へ輸送を依頼していたので

ある。この点で、大坂の旅人宿の中には流通面で一定の役割をはたすものがあることがわかる。

客から荷物輸送を引き受けた積問屋は、輸送を廻船に依頼することになる。この一件の荷物は、黒島の廻船他力丸が引き受けていた。他力丸は堺に入津したのであり、船頭自身が大坂へ出かけて積問屋に依頼して荷物輸送を引き受け、しかも他力丸は大坂に寄らずに、堺から出航している。荷物は、大坂から堺へ別の小船にて廻して、荷物を積み込んだのである。大坂への廻船入津が天保期に少なくなつていとされていても、大坂外の近くの湊へ入津していた買い積み船の中にはさらに荷物を積むために、大坂からの賃積み荷物を引き受けるために大坂へ船頭が出かけて交渉して荷物を積み込むことがあることがわかる。

船頭甚吾は半兵衛の荷物を通常の運賃積みで輸送を引き受けている。しかし、室屋彦四郎の荷物は彼から薬種なので敷金積みとすれば運賃をよくするとの相談により、これを承諾した。後者は二二箇と多くの薬種荷物なので、前者と異なつて敷金積みの方法がとられたのである。<sup>(37)</sup>船頭甚吾は雑費とも一〇両を差し出し、雑費一〇両を引いて一〇〇両を荷主へ渡し、彼より新潟の当銀屋宛となつて藤兵衛の敷金送状が甚吾へ渡されている。この時に甚吾も書付を差し出しているという。要請された敷金積みは、運賃が高価となつても難船の際に敷金が損失となる問題があり、廻船側に不利となるものである。

さて、他力丸は新潟で荷揚げする予定であつた。与板行き荷物は

その後どのような輸送となるか記されていない。しかし、米沢行き荷物はわかる。これは新潟から海老江の間屋へ送られ、そこから川船で大島村へ輸送され、さらに陸路輸送となつた。ここでは大島村の者が後の付け送りをしてくれ、蔵敷・馬代・川越橋銭まで帳面に付けるとする。この薬種荷物代金は、米沢絹や薬種の販売代銀にて精算し、為替に組むが、新潟の善平へ渡すこともあるという。

なお、破船した際には船頭から積問屋へ早飛脚で連絡が行き、同問屋から荷主へ連絡がされ、濡れ荷物手当に室屋半兵衛が荷物引き受け方と取り調べのために出かけている。荷物は濡れただけで紛失はないために、前記の住吉丸のように現地へ問屋仲間総代は派遣されていない。

#### 四、大谷屋独占の破綻

天保九年（一八三八）に大谷屋の独占が破綻していたことを他力丸抜け荷輸送一件が示している。重要なのでこの点に間違いがないか、さらに他の史料より裏付けてみたい。

天保の次の弘化となるが、その弘化三年（一八四六）九月に同じ能登黒島の廻船が大廻し荷物を大坂から新潟へ輸送して難破した。この一件での船頭佐右衛門ら船員の口書によると、この船は塩一、〇五〇俵・砂糖七六丁などを大坂・関・松永三ヶ所で積み込み、「其外大廻荷物新潟届、六拾箇大坂室彦・泉宗・日高屋」より積入れていたという。大廻し荷物は、大谷屋でなく室屋彦四郎と日高屋半兵衛、そして泉宗

が扱っていた。泉屋は先の「大坂商工銘家集」に出る葉種扱いの北国荷物廻船屋泉宗厘（淡路町二丁目）である。なお、この難船による流れ寄り荷物の受け取りに船頭に加えて当銀屋善平の代人弥三松が出向いていた。

同じ年の弘化三年四月に、糸魚川の横町善兵衛廻船（一〇人乗り）が賃積みの大坂送りの鉛七六個と倭菜種一個、そして将棋駒などを積んで新潟より大坂へ向かう途中、佐渡大石村で難破した一件が発生している。<sup>(39)</sup>この翌月には荷物の処理が行われたが、船頭願いにより船頭荷物の米・油粕などは入札で処分したものの、賃積み荷物の鉛その他、つまり「送荷物之義、小木湊へ相廻、宿和泉屋補助江預置く」、願いにより取り扱われた。船頭荷物の入札分について村方人足へは不調法の件で酒代支払い不用を相川役所から命じられていたが、この酒代が分一銭に当たるか明確でない。賃積み荷物は入札にかけられず、また現物の一〇分の一を大石田村へ渡すことなどなく小木へ廻されたので、明らかにこの大坂などへ送る賃積み荷物の処理のあり方は、大谷屋の処理以前の段階のものであった。

これらの荷物は、大坂送り荷物は鉛が「新潟高田屋与十郎より大坂銅座吹所住友甚兵衛江送荷」、倭菜種が「同人より大坂淡路町二丁目和泉屋宗厘」へ送り荷、将棋駒が「同人より大坂南久宝寺町三丁目堺屋孫兵衛并同所南久太郎町堺筋広屋清右衛門」宛てであった。この他、新潟の高橋（敦賀屋）次郎左衛門から古帳面が信州木曾加納屋孫兵衛へ、仏壇が越後新町村関海造宛に送り出されている。高田屋・敦賀屋

は新潟の廻船問屋である。いずれにしても、難船処理も従来の慣行へ戻ったのである。

#### 四、おわりに

大坂・北国間における商品物資の賃積み海運機構とこれを利用した抜け荷輸送について本文では検討した。

後者で取り上げた「抜け荷」輸送の二件は長崎奉行所で取り調べを受けたものの抜け荷ではないとされた。しかし、これらの一件で扱われた荷物は、唐薬種を仲買を通さずに唐物問屋から直買したものに加えて、吟味史料を見る限り極めて抜け荷品の可能性の高いものがあった。当時の長崎奉行がこのような吟味で済ましたことを問題にしなればならないが、これは今後の検討課題となる。いずれにしてもこの二件は、大坂・北国間を抜け荷品の賃積み輸送をする場合の方法を教えてくれる。これらの史料をも参考にして検討した前者の点で明らかとなったことは次の通りである。

大坂・北国間の海運を担う積問屋（積荷問屋）は、案内記では安永期に北国船問屋として登場する。彼らを利用した北国問屋（北国買物問屋）は北国積組合を形成し、反物・古着・小間物などの北国向け主要商品の積み下しを行い、この輸送のために生み出されてきたのが北国船問屋である。同問屋は彼らから分離した北国積綿問屋の扱っ綿の輸送なども引き受けていたとみられる。なお、北国買物問屋は加越能

その他北国地域の国問屋を兼業している者が多い。この国問屋は荷請問屋の性格を持つが、具体的には廻船問屋であり、すべての北国積み荷物が北国船問屋扱いとなるわけではなく、彼らへ荷物を積み込む廻船へ輸送を任すことを考えなければならない。このために北国船問屋が案内記に登場するのが安永期となり、また二軒という少なさなのである。

大坂から北国への賃積み輸送を担う主体の実態が具体的にわかるようになるのは、文政・天保期となる。これより時期が若干下った弘化・嘉永期には、大坂の案内記で多くの北国積問屋が知られる。彼らの系譜的前身は先の北国船問屋である。彼らは積問屋に加えて北国荷・松前荷の荷請問屋を兼業する者が多い。北国への荷送りを重点に置いた積問屋を初め、積請所・積送所を唱える者でも荷請の営業をかなり行っていた。蝦夷地から入る魚肥などの産物を荷請けする問屋が化政期以降に活況を呈することになるが、その取引で利益を拡大させ、天保・嘉永期に松前問屋に進出する者がこの荷請けを行う積問屋からみられるようになる。なお、彼らと別の系譜で登場する北国相手の積問屋に、薬種仲買商から生み出された業者がいた。

弘化の案内記に載る積問屋がすべての積問屋ではなく、他にもまだ当然に存在する。北国積問屋は積問屋仲間を形成し、年行事を置いて、仲間の問題を処理していた。また、年行事は積み荷の送り状を出していた。難船の際には仲間の総代の名代が直接関係する積問屋の代人とともに現地へ向かい処理に当たっていた。ただし、筑前までは出張地

域で間違いないが、荷宿側の出張先との区分は史料がなくわからない。

荷主から積問屋へ依頼された、大廻しとよばれるこの北国への賃積み荷物の輸送は、積問屋が廻船へ依頼する。積問屋は多額の資本を必要とする手船多数を抱えて営業するのではなく、基本的に他人廻船を利用してのものである。化政期以降であれば、北国・松前へ向かう大坂などの廻船に加えて、買い積みを行う北前船が多数大坂へ来航しているので、これらの廻船への委託もされる。積問屋は荷を託せる信頼できる廻船へ依頼するために、積問屋と委託する廻船の関係がほぼ定まっていると考えられるが、廻船が複数の積問屋から荷物輸送を引き受けることもみられる。また、他国廻船入津が減っていたとされる天保期に近隣湊へ入津していた廻船も、大坂へ船頭が出向き賃積み荷物を引き受けていた。

賃積み輸送では、陸海問わずに通常の運賃積みと別に敷金積みがあるが、大廻しでは薬種のような高価な商品でこの方法が取られていた。これは難船の場合に損失が大きくなるので、それを一部でも回避するために荷主・積問屋が廻船へ求めたものである。これは荷損の一部も肩代わりさせられる点で、廻船に不利なものであった。

北国積問屋から送られる荷物は、北国の湊町の荷宿、つまり廻船問屋へ荷揚げし、荷宿が送状・荷札に従って処置する。この荷宿は当然に大坂への積問屋も務めることになる。新潟のような大きな湊町の場合、この荷宿が当然に複数あった。新潟では遠隔地輸送の廻船を扱う大問屋がこの荷宿を務めた。荷宿は仲間をつくり荷年行事を置いてい

た。

さて、一九世紀の商品経済展開は北国積問屋の荷扱いを増加させ、また大坂および近隣湊へ入津する北前船を増加させ、これらの廻船が賃積みを引き受けるために彼らの廻船雇用は安定しており、さらに彼らは破船の損失を回避していた。このため彼らの経営は当然ながら順調なものになっていく。積問屋の中にはさらに経営発展のために、新興市場、蝦夷地の産物の荷請けを拡大させ、松前問屋となる者を天保期以降に登場させた。

大坂市場の地位低下をみた天保期には、賃積み輸送の面でも当然に他国の荷主にとり不利となる問題が発生していた。具体的には、積問屋が度々の値上げを行い運賃が高額となっていたことと、彼らが難船処理に際して荷主への保証をしないことである。これに対して天保五年に、新潟の荷主をはじめとする越後の荷主と廻船問屋の荷宿はこれまでの大坂の積問屋との関係を断ち切る行動に出た。そして、新たに海難事故荷の保証をする大坂の新興廻船問屋大谷屋を積問屋として契約し、独占的に大坂・新潟間での積問屋の業務を任せた。天保期に大坂への廻船入津が減少したといっても、一九世紀前期に商品経済が一段と展開し、大坂・北国間の大廻しの賃積み輸送が大幅に減少したわけではなく、海難事故による荷主の損害を放置できるものではなく、こうした事態の打開が荷主にとり大切となったために大谷屋独占がはかられたものであった。

海難事故荷への保証を認める大谷屋によるこの独占的な大坂・新潟

間の大廻し荷物輸送は、天保九年には早くも破綻していた。そして、日高屋・室屋の新潟への大廻し扱いが復活していた。難船処理も従来の慣行へ戻った。この原因は、やはり難船・破船の多発にある。廻船からすれば大谷屋扱いの荷を引き受けても難船すれば余分な負担を負うことになる。このため当時増加していた買積みで多額の利益をあげる北前船などは引き受けを望まなくなり、彼らを大谷屋はあまり当てにできないことになる。

新興積問屋の大谷屋が順調な経営をするには、新潟や越後の荷主仲間が江戸の十組問屋のような存在となって荷を引き受ける廻船を支える必要があった。しかし、江戸のような膨大な消費需要に支えられて営業できる問屋商人と異なって、新潟の荷主仲間を支えるには資力が弱く、彼らに越後各地の荷主を加えるとしても、越後全体の荷主仲間としての形成も天保期には弱かった。彼ら荷主が廻船を共同で所有・雇用して大坂積問屋を傘下に置く賃積み体制は構築できなかったのである。日本海地域でも最大の市場である新潟のこのような状況は、蝦夷地も含む日本海沿岸地域の湊町などの都市問屋には共同海損方式を導入する廻船維持・確保が難しいことをこれは示す。新潟・越後以外の北国・北陸での積問屋・荷主の具体的あり方や、また北国・江戸以外の大坂との賃積み輸送機構についての検討などは今後の検討課題にした

い。

- (1) 海運史の研究史は、柚木学『近世海運史の研究』(法政大学出版局・一九七九年)序章、上村雅洋『近世日本海運史の研究』(吉川弘文館・一九九四年)序論、増田広實『一九九〇年代の水運史の研究動向』(交通史研究)四八号・二〇〇二年)を参照。
- (2) 渡辺信夫『近世の交通体系』(岩波講座)日本通史。近世1・一九九三年、渡辺『日本海運史の研究』清文堂出版・二〇〇二年に収録)。なお同論文は仙台藩の廻米に利用された石巻・江戸間の石巻穀船が、江戸・仙台の間屋に賃積み廻船として利用されていたことにも着目している点で重要である。
- (3) 佐々宣平『海運理論体系』(有斐閣・一九四八年)七章・佐々木誠治『日本海運業の近代化』(海文堂・一九六一年)一編。柚木、前出。近世海運史の研究』序章も参照。
- (4) 『新修大坂市史』三巻・一九八九年、三章六節。
- (5) 津川正幸『近世日本海運の諸問題』関西大学・一九九八年・四章
- (6) 海運面の要因として買積みの新興廻船業者の台頭、活躍(青木美智男『大坂市場を脅かした内海船と廻船仲間』近世尾張の海村と海運)校倉書房・一九九七年、斉藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』柏書房・一九九四年)に加えて、当時の大坂では荷役作業がはかどらないことも高島屋文書により指摘されている(『福井県史』通史編四巻・四五五・四五六頁 平野俊幸執筆)。
- なお、新潟と越後の海運については小村式『近世日本海運と湊町の研究』(国書刊行会・一九九二年)・中村義隆『幕末維新の湊町と商品流通』(刀水書房・二〇〇一年)
- (7) 『新修大阪市史』三巻三章。宮本又次『日本近世問屋制の研究』(刀江書院・一九五一年)
- (8) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』一輯(復刻、清文堂出版・一九三五年)
- (9) 『第二巻・四編三二一・三二三頁』
- (10) 『旧版・大阪市史』第一、七三七頁と三四九頁。他
- (11) 塩村耕編『古版大阪案内記集成』翻刻・校異・解説・索引編と影印編(和泉書院・一九九九年)による。
- (12) 大阪商業大学地域研究所架蔵佐古文書「薩摩問屋記録」
- (13) 『校本難波丸綱目』中尾松泉書店・一九七七年に所収。
- (14) 『浪速叢書』九巻・一九二九年。
- (15) (21) 前出佐古文書
- (16) 国立史料館蔵祭魚堂文庫、弘化四年、松前方記録」
- (17) 長崎県立図書館蔵「犯科帳」九五巻(後掲注33参照)
- (18) 大坂・江戸間に遠駿州豆甲相州諸荷積送り所一軒と濃信勢州三遠駿州尾州諸荷物船積問屋二軒がみられる。後者の二軒は、その記載の両脇に尾張外の国が書かれていることから、尾州荷物が中心となっていることがうかがえる。件数は北国に比べて少ないが、いずれにしても北国同様に東海地域向けでも積問屋が存在して活動していたことがわかる。彼らについてはあらためて別稿で検討してみたい。
- (19) 同年の弘化三年の客船帳(山形大学教育学部付属博物館長井文庫蔵)記事には堀江四丁目とあるので同一人物である。詳しくは拙著「近世中後期、飛鳥・酒田入津の越中廻船の動向と小廻船経営」(富山大学教育学部紀要)五六号・二〇〇二年。
- (20) 『大坂商業史料集成』六輯(一九八四年復刻、清文堂出版)と注16。松前問屋とその変遷については原直史「松前問屋」(吉田伸之『商いの場と社会』吉川弘文館・二〇〇〇年)とその所収表3を参照されたい。
- (21) 松屋文書「大坂積荷物一条二付取極念書之写」(巻町歴史民俗資料館寄託)・蕪木文書「十日町市史」資料編五巻・一九二号
- (22) 松屋文書「大坂積荷物一条二付取極念書之写」(巻町歴史民俗資料館寄託)・蕪木文書「十日町市史」資料編五巻・一九二号
- (23) (24) 「諸株取調書」新潟町会所文書、新潟市郷土資料館調査年報第一集、同館一九七七年。前出・中村「幕末維新の湊町と商品流通」一部一章。
- (25) 能登屋文書「出雲崎町史」海運資料集一、六一一 六一三頁
- (26) 津川正幸『近世日本海運の諸問題』関西大学・一九九八年・四章。なお同五章によると樽廻船も共同海損となっていたという。
- (27) 『巻町史』通史編上巻、三編三章
- (28) 『巻町史』資料編三巻、三章5号・7号・館秀夫家文書
- (29) 『巻町史』資料編三巻、三章11号・館勇家文書
- (30) 『新潟県史』別編2、三四六頁

- (31) 『巻町史』 通史編上巻・三編三章、同資料編三巻、三章4号・巻文書
- (32) 『巻町史』 資料編三巻、三章11号・館勇家文書
- (33) (34) 長崎県立図書館から同史料は全文翻刻されているが、念のために原本も閲覧している。なお、これらの史料は一九九九年より二〇〇一年に実施した科研の調査で写真撮影した。その成果は『平成11年度』平成13年度科学研究費補助金(基盤研究C2研究成果報告書 近世富山売薬を中心とした抜け荷取引とその運輸の研究)(二〇〇二年三月・自刊)の長崎奉行関係史料よりみた越中・加賀・能登廻船の抜け荷輸送の管見 薬種・俵物を中心に」にて報告し、この報告を論文としてまとめるために、その一部を「近世後期の密買俵物輸送について」『富山史壇』一三九号に発表した。なお、二〇〇一年秋に金沢で開かれた銭五のシンポジウム後の情報交換会で、黒島他力廻船一件が資料集に掲載されたことを宮崎県の方に教えていただいたことを口頭で佃和雄氏が紹介されたが、科研で抜け荷輸送に関する長崎奉行関係の文書はみな写真を撮っていることについて筆者も指摘した。その調査結果をまとめたのが前記報告である。佃氏は翌夏に加賀市で開かれた北前船のセミナーで他力丸一件について北前船の活動の観点から紹介している。後にこの発表の存在を知ったので、佃氏に宮崎県の方がこの一件について論文を書いているのか問い合わせたところ、そのようなことはないとのことであった。なお、報告書は、活字になっていない関係史料部分も含めて取り上げ、また本稿でもこれを踏まえ検討して論文にまとめていることを断っておきたい。
- (35) (36) 『大阪薬種業誌』二巻六七、九四、三〇六、三四七頁
- (37) 敷金積みは牛方の運送でもみられるが、海運の場合、小葉田淳「近世若狭の北前船」(福井県立図書館他共編『日本海運史の研究』福井県郷土誌刊行会・一九六七年)が廻米の敷金積みを紹介している。また、近年は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』二七二号・一九九八年)が材木の敷金積輸送を紹介し、加賀海商が扱った南部材木の場合は前貸し金・手付け金の意味を持つていたことを指摘する。大坂・北国間の積問屋がかかわる大廻し荷物の場合にはこのような事例は考えにくく、海難保証金が通常であろう。
- (38) 『中条町史』 資料編三巻、一八八号・八幡家文書
- (39) 『新潟県史』 資料編一〇巻一七五号・小林家文書
- 追記 史料閲覧でお世話になった関係者の方々に御礼申し上げます。